

市民公益活動促進のための基本方針

平成 1 3 年 4 月

仙 台 市

市民公益活動促進のための基本方針

目 次

はじめに

- 1 基本方針における考え方
 - (1) 市民公益活動の概念
 - (2) 市民公益活動の社会的意義と役割
 - (3) 市民公益活動をめぐる現状と課題

- 2 市民公益活動の促進に関する市の基本姿勢
 - (1) 自主性・主体性の尊重
 - (2) 先駆性・多様性の尊重
 - (3) 客観性・透明性の確保
 - (4) パートナーシップの確立

- 3 市民公益活動の促進に関する市の基本的な施策
 - (1) 市民公益活動参加の促進
 - (2) 人材の育成
 - (3) 拠点の充実・強化
 - (4) ネットワークの構築
 - (5) 市が行う施策への市民参加の推進
 - (6) 活動助成制度の充実
 - (7) 市民公益活動団体への事業委託の推進
 - (8) 企業の社会貢献活動の促進

- 4 推進体制の整備と施策評価のしくみづくり
 - (1) 推進体制の整備
 - (2) 施策評価
 - (3) 市民公益活動促進委員会による市の促進施策評価

はじめに

少子高齢化の進展，産業構造や地域社会の変貌，地球規模での環境問題の広がりなど，大きな時代の変化を乗り越え，21世紀の仙台に力強い希望の息吹を注ぐまちづくりが求められています。

私たちのまち仙台には，広瀬川の清流をよみがえらせた力，スパイクタイヤを全廃に導き清らかな冬を取り戻した力，地域の暮らしを支えるコミュニティを培ってきた誇るべき市民の力があります。こうした市民の力が，今日の仙台を創り，今もなお脈々と受け継がれ，また新しく創り出されながら，仙台の暮らしと個性をはぐくむ，いわば「柔らかな都市基盤」となっています。従来の発想や経験では対応できない変化の時代にあって，新しい可能性を創造していくために，こうした市民の主体的な力こそが不可欠です。

仙台市では，こうした観点から，市民の自発的な活動を積極的に位置づけ，市民と行政が連携した，柔軟できめ細かなまちづくりに取り組んでいます。平成10年には「市民公益活動支援のための基本方針」を定め，市の基本的な指針を示すとともに，翌年，全国初の公設NPO 営による「市民活動サポートセンター」を開設するなど，市民公益活動の積極的な推進に努めてきました。

このわずかな間にも，仙台市における市民公益活動はさらに活発化し，その中で，責務と役割を明確にした，まちづくりの協働の担い手へと自己変革していく取り組みも広がりがつつあります。また，市政運営においても，市民公益活動の促進は，従来の枠組にとられない行政課題への対応や行政の自己改革へもつながることが，様々に検証されています。

この「市民公益活動促進のための基本方針」は，「仙台市市民公益活動の促進に関する条例」(平成11年4月施行)に基づき，市民公益活動促進委員会からの答申をもとに，前述の「仙台市市民公益活動支援のための基本方針」を，その後の状況の変化などを踏まえて改定し，仙台市が一層積極的に市民公益活動を奨励し，その促進を総合的，計画的に実施するために定めるものです。

1 基本方針における考え方

(1) 市民公益活動の概念

人々が多様な価値観をもち、その実現を求めようとする多元的な社会が成立しつつある現在、社会的なサービスに対する市民のニーズも、また、多様なものになっています。公益的なサービスは行政が担うというこれまでのシステムが限界を示す中で、社会の様々な課題を主体的にとらえ、暮らしやまちを豊かにしようという市民の活動が盛んになってきました。このような市民の公益的な活動は、とりわけ、阪神・淡路大震災を契機として顕在化し、法的な基盤も整備されることによって、多様な公益的なサービスの担い手であり、社会を支える新たな力として広く認識されるようになってきました。

こうした市民公益活動は、これまで、行政だけが担い手とされてきた「公共」の領域と内容を、市民も積極的に参加し合意を図りながら形成される、「新しい公共」の概念へと転換していく力をもっています。

「仙台市市民公益活動の促進に関する条例」では、「市民公益活動」を「市民が自発的に行う公益性のある活動で営利を目的としないもの」と定義していますが、この基本方針では、それをさらに詳しく

自らの自由意志に基づき、自主的・自発的に行う活動で、
誰に対しても開かれていて、
幅広く多くの人たちの（幸せの）ために、
営利を目的とせずに、社会に貢献する活動で、
政治上の主義の推進や宗教の教義を広めることを目的とするものではないものと定義し、加えて、
継続性と組織性を備え、社会的責任を果たすことを目的とした団体を「市民公益活動団体」と定義します。

(2) 市民公益活動の社会的意義と役割

社会経済構造の大きな変化によって、これまでの社会制度や行財政のしくみが、十分に機能しえなくなってきた一方、市民の意識も経済的な豊かさの追求から心の豊かさを重視する傾向が強まっています。「公益的なサービスは何でも行政が担えばいい」「企業からお金を払ってサービスを買えばいい」という発想から抜け出し、行政・市民・企業の役割分担を見直した新たなしくみをつくっていくためにも、市民公益活動の促進は重要です。

市民公益活動には、次のような社会的意義と役割があります。

ア 社会を支える新しい力

行政は常に公平性や中立性などを求められていることから、市民の様々なニーズのすべてに応えていくことには制約を受けています。企業もまた、利潤を上げることが求められ

るために、すべてのニーズへの対応が可能なわけではありません。

これに対し、市民公益活動は、まちづくりのように生活に近い場での課題解決を目指すものから、環境・福祉のように独自の専門性をもつものまで、活動領域や内容が多様なことに加え、組織形態も縦割りのしくみに縛られることなく、結びつきも柔軟です。

そのため、行政や企業が十分に対応しきれなかった地域個別の課題や要望に気づき、拾い上げ、迅速、柔軟に対応することが可能です。こうした市民公益活動は、21世紀の社会を支える新しい力として期待されています。

イ 地域コミュニティの活力源

地域コミュニティは、これまで主に地縁・住縁をきずなとする町内会等によって担われてきました。

阪神・淡路大震災の経験をとおして、地縁団体の果たす役割の重要性は再認識されたところですが、都市化・流動化・少子高齢化の進展により、介護、子育て、安全・安心、地域環境など地域コミュニティが直面している課題は多く、今後、地縁団体がこれらの課題解決すべてを担うことは困難といわざるをえません。

市民公益活動団体と既存の地縁団体が、それぞれの特性を理解し、双方が力を発揮できるよう連携し、地域課題の解決の可能性を広げるなど、地域コミュニティの活性化にも、市民公益活動は大きな活力源となることが期待されます。

ウ まちづくりの推進力

地域社会は居住の場であり、働く場であり、安らぎの場であり、生涯学習や社会参画の場です。地域をどのようにつくっていくのかというまちづくりは、市民・企業・行政が共にかかわるべき課題です。

市民公益活動団体による活動は、市民が受身的な受益者であることから脱し、ときには、行政や企業と、緊張や摩擦も含んだ適度な距離を保つ成熟した対等な関係をもちながら、その核とするテーマを中心とした活動をとおしてまちづくりの推進力となります。

エ 新たな社会経済活動の主体

市民公益活動団体は、質的・量的に発展し、多様な事業展開をすることによって、新たな就業機会をうみ出す地域社会における社会経済活動の担い手となる可能性をもっています。また、市民公益活動は、社会の中に新しい事業やマーケットを発見する手がかりを創り出すなど、地域経済の活性化にも力を発揮します。

オ 自己実現・エンパワーメントの場

市民公益活動は、市民が社会参加と地域社会への働きかけをとおして、生きがいと社会的使命を見い出し、一人ひとりの力が社会的な課題解決の原動力となりうることを実感で

きる場でもあります。そうした意味で、市民公益活動は、自己実現・エンパワーメント(力をつける)の場としての意義ももっています。

(3) 市民公益活動をめぐる現状と課題

ア 市民公益活動の現状と課題

「仙台市市民活動サポートセンター」の開館もひとつの契機となって、本市ばかりでなく、その周辺地域においても、市民公益活動は盛んになっており、小さく萌芽的なものから、継続性・組織性を備え団体として自立的なものまで、多彩で活発な活動が繰り広げられています。

しかし、市民公益活動団体の中には、拠点として専用の事務所をもち、事業を展開するまでに至っている団体もありますが、多くは、人材と資金の不足という課題を抱えているのが現状です。

活動が芽生え、継続し、発展していくためには、活動を中心的に担っていく人材、専門的な能力をもった人材の存在が不可欠です。そのためには、必要な時に、いつでも学び、成長していくことができるような支援や場が必要です。また、活動の維持や運営、あるいは、経営のためのノウハウや活動資金の助成、自立のための支援など、市民公益活動が継続し、発展していくためのきめ細かな支援・促進策が求められます。

さらに、市民公益活動団体が幅広く市民や企業から理解と支持・支援を得て、自立した発展をしていくためには、自ら活動の目的や意義、活動の自己評価を社会に向けて積極的に発信し、伝えていくことも必要です。

イ 企業の社会貢献活動の現状と課題

地域社会の一員として自ら社会貢献活動を行う、あるいは、市民が行う活動を支援する企業が増えています。こうした企業が行う社会貢献活動の意義は大きく、企業はその規模にかかわらず、地域に密着した社会貢献活動を行うことが可能です。

企業が取り組む市民公益活動支援は、これまでは寄付や活動助成などの資金や物の提供が中心でしたが、企業に期待される支援の内容は、企業のもつ事業計画や企画立案のノウハウ、会計知識などの提供や人材の派遣などと多様化しています。

また、企業にとっても、市民公益活動とのつながりが深まることによって、企業への信頼やイメージアップにもつながるといった側面ばかりでなく、今後は、市民の新たなニーズの探索ができる、あるいは、企業自身の価値観が変わるといった可能性も含んでいます。

市民がどのような活動をし、企業のもつノウハウをどのように支援につなげることができるか等の情報を企業に届け、企業が蓄積してきた豊富な経験が市民公益活動にも提供されるよう、企業と市民の双方への情報提供と情報の交流が図られるようしくみづくりが求められます。

2 市民公益活動の促進に関する市の基本姿勢

市民公益活動の意義と役割を踏まえ、市民公益活動が十分にその力を発揮することができるよう、市は次のような姿勢で市民公益活動を促進します。

(1) 自主性・主体性の尊重

市民公益活動は行政の視点にとらわれない、自由な発想から生まれた活動であることから、市民公益活動の促進にあたっては、その自主性と主体性を尊重します。

(2) 先駆性・多様性の尊重

市民公益活動は、独自の専門的な活動分野をもつもの、行政が取り組みにくい分野で活動を展開しているもの、潜在的な市民のニーズをくみ取った活動をしているものなど、その内容は多彩です。固定的な観念にとらわれず、その先駆性、多様性にも着目し、促進を図ります。

(3) 客観性・透明性の確保

市が市民公益活動を支援する際にも、支援の理由、基準などを明確にするなど、客観性・透明性を確保します。また、促進策全般についても、情報の提供や政策形成や執行過程における説明責任を果たすなど、情報の公開に努めます。

(4) パートナーシップの確立

市民公益活動団体と協働し事業に取り組む場合には、相互にその特性や能力、果たすべき役割が異なることを理解し、その違いを尊重しながら、対等なパートナーシップを確立します。そのため、情報公開を進めます。

3 市民公益活動の促進に関する市の基本的な施策

(1) 市民公益活動参加の促進

ボランティア活動や町内会活動、生涯学習活動などの市民による幅広い活動が盛んであることは、市民公益活動が促進される上で大切な基盤です。なぜなら、市民公益活動は、特別な人が行う、特別な活動ではなく、日常生活に密接に関連し、一人ひとりの生活をよりよいものにしていこうという生活感覚の中にこそ、その素材が数多く存在しているからです。また、地域には、地域独自の文化や歩みがあり、そこにも市民公益活動の萌芽を探し出すことができるからです。

市民による様々な活動がうみ出され、それを支える環境の整備に加え、市民公益活動が自発的、自主的であることを基本としながらも、公益的な活動に関する感性が磨かれたり、興味をもったり、実践をとおして、その意義や楽しさを実感できるような機会が、学校、職場、家庭、地域など、様々な暮らしの場面で作られるような環境整備に努めます。

また、市民が安心してボランティアをはじめ、市民公益活動に参加できるよう「仙台市市民活動保険制度」の充実を図ります。

(2) 人材の育成

市民公益活動が盛んになり、その力を十分に発揮するためにはそこに参加し、担っていく人材の育成がとりわけ重要です。啓発、リーダー養成、組織運営、経営能力など、活動の発展段階に応じて、必要な力をつけることができる機会や場を充実し、人材の育成に努めます。

(3) 拠点の充実・強化

ア 「市民活動サポートセンター」における市民公益活動支援・促進機能の充実

市民活動サポートセンターは、市民公益活動の拠点施設として、また、市民と企業・行政の連携交流の場として、開設以来、多くの市民に利用されています。市民活動サポートセンターでは、より一層の情報提供や相談事業を展開し、啓発や人材育成等のソフト事業の拡充を図るほか、引き続き、市民公益活動を促進する拠点施設として先進的な役割を果たすよう運営に取り組んでいきます。

イ 目的別施設と地域施設における市民公益活動支援・促進機能の強化

市民活動サポートセンターは、福祉、男女共同参画、文化、国際交流など独自の設置目的をもつ他の公共施設と連携し、様々な活動の支援や相互の情報の交流を行います。

また、地域においても、様々な地域活動や市民公益活動の支援を図るため、ソフト事業を展開するほか、市民センターやコミュニティ・センターなど市民利用施設における市民公益活動支援機能の充実を図ります。

(4) ネットワークの構築

市民公益活動が発展していく過程では、異なった活動との出会いや幅広い情報交流が図られることも重要です。地縁団体、ボランティア団体、市民公益活動団体、行政、企業などが、横断的な連携・交流を図れるような機会を創出し、また、コーディネートができる場として市民活動サポートセンターを位置づけます。また、情報の受発信に、インターネットなどの電子メディアの活用も進めます。

さらに、市民公益活動の支援機能をもつ民間の支援組織、外郭団体や企業などと情報交流や連携を図り、市民公益活動の支援に役立てます。

また、災害・緊急時におけるボランティアをはじめとする市民の自発的な支援活動についても効果的に対応できるよう取り組みます。

(5) 市が行う施策への市民参加の推進

市民がまちづくりに積極的に参加できる場を拡充するとともに、まちづくりに取り組む市民公益活動団体との連携も図ります。

また、市民公益活動の中には、市民が自主的に取り組むべき活動内容であるもののほかにも、新たな課題への対応として市の政策に反映させるべき内容のもの、市民公益活動団体と事業の連携を図ることによって、よりよいサービスの提供や効果的な行政運営が図れるものもあります。このような市民公益活動を市の政策形成に生かすための検証や評価のしくみづくりも検討します。

(6) 活動助成制度の充実

市が行う活動助成には、助成金・補助金の交付、基金の設置などのように直接資金を助成するものと、活動拠点などの場の整備や提供、必要な機器の提供、市民活動保険制度などのように間接的に経費の負担を行うものがあります。

さらに、市が取り組める税制上の優遇措置の検討なども、特別な事情がある場合には考えられますが、いずれにせよ、市民公益活動の助成を行うにあたっては、その特性である自立性、自主性を損なうようなあり方は避けねばなりません。

助成にあたって、市には支援の透明性・客観性を確保するために、根拠や決定経過、その効果などの説明責任が求められますが、同時に、助成を受ける市民の側にも透明性や公開性が求められます。

こうした点への留意は必要ですが、活動助成は市民公益活動が継続的に発展していく上で重要な支援策のひとつであることから、活動助成制度の適切な運営を図るとともに、市が行っている補助のあり方の見直しなども行い、より有効な助成制度の検討にも取り組みます。

(7) 市民公益活動団体への事業委託の推進

市民公益活動団体の中には、市が担うべきサービスと同種のサービス提供やその専門性ゆえに企業や他の団体より効果的に事業を行うことのできる団体もあり、市民公益活動団体への事業委託は、市が担う公的なサービスに広がりや新しい質をもたらす可能性や、効果や効率性などの評価をとおして、行政内部の自己改革を促す可能性ももっています。

市民公益活動団体への事業委託は、適格性や能力などを十分に勘案しながら、他の企業や団体と同様に、対等な相手として、役割分担や責任の範囲を明確にし、手続きは公正性や透明性に基づいて行います。

こうした視点にたつて、市民公益活動団体への積極的な事業委託や事業発注の機会拡大を推進します。

(8) 企業の社会貢献活動の促進

企業が自ら行う社会貢献活動が促進されるよう情報を提供するとともに、企業の社会貢献活動を進めるための相談へも対応します。

公益活動を担う市民や団体との交流の場を広げ、企業が蓄積してきた豊富な経験の提供が市民公益活動へも可能となるよう、企業と市民のコーディネートを行います。

4 推進体制の整備と施策評価のしくみづくり

(1) 推進体制の整備

市民公益活動の促進策を具体的に実施するため、本基本方針に基づく「実施計画」を策定します。

仙台市市民公益活動促進本部を開催し、市の市民公益活動促進施策に関する調整を図るとともに、実施計画の進行管理を行い、その状況を公表していきます。

また、直接、市民公益活動促進にかかわる職員はもちろんのこと、全ての職員が、市民と協働でまちづくりを進めることへの理解をより深めるよう、様々な機会や場をとらえた研修に努めます。

職員が自ら率先して、ボランティア活動などに参加するような職場風土づくりにも努めます。

(2) 施策評価

市は、次のような市民公益活動の促進に関する施策の評価を行うため、その具体的な基準づくりやしくみづくりに取り組みます。

市が行った市民公益活動の支援・促進事業ごとの成果に関する評価

市民との協働によるまちづくりを進める上で、市民公益活動促進策が果たした役割や貢献に関する評価

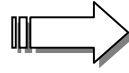
(3) 市民公益活動促進委員会による市の促進施策評価

「市民公益活動促進委員会」は、市民公益活動の促進に必要な事項を調査審議するほか、本方針に基づく具体的な促進策や取り組み全般について意見を述べ、促進策評価に関する方法やその基準づくりについても調査審議を行います。

「市民公益活動促進のための基本方針」の体系

社会経済構造の変化に伴い、物質的豊かさから心の豊かさへ人々の意識が推移。

求められる「新たな課題に対応する社会システム」の構築。



市民と事業者（企業）と行政とが適切な役割のもとでパートナーシップを構築し、市民の主体的な参画のもとに、協働を基調とした、「21世紀都市仙台」を創造する。

市民公益活動の自主性を尊重しながら、その活動を積極的に支えるとともに、その環境整備を推進する。

市民公益活動の概念

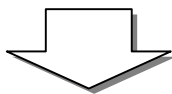
自らの自由意志に基づき、自主的・自発的に行う活動で
誰に対しても開かれていて
幅広く多くの人たちの（幸せの）ために

営利を目的とせずに、社会に貢献する活動で
政治上の主義の推進や宗教の教義を広めることを目的とするものではないもの

（加えて、
継続性と組織性を備え、社会的責任を果たすことを目的とした団体を「市民公益活動団体」と定義）

市民公益活動の社会的意義と役割

- ア. 社会を支える新しい力
- イ. 地域コミュニティの活力源
- ウ. まちづくりの推進力
- エ. 新たな社会経済活動の主体
- オ. 自己実現・エンパワーメントの場



市民公益活動をめぐる現状と課題

- ア. 市民公益活動の現状と課題
- イ. 企業の社会貢献活動の現状と課題

市民公益活動の促進に関する市の基本姿勢

- (1) 自主性・主体性の尊重
- (2) 先駆性・多様性の尊重
- (3) 客観性・透明性の確保
- (4) パートナーシップの確立

市民公益活動の促進に関する市の基本的な施策

- (1) 市民公益活動参加の促進
- (2) 人材の育成
- (3) 拠点の充実・強化
 - ア. 「市民活動サポートセンター」における市民公益活動支援・促進機能の充実
 - イ. 目的別施設と地域施設における市民公益活動支援・促進機能の強化
- (4) ネットワークの構築
- (5) 市が行う施策への市民参加の推進
- (6) 活動助成制度の充実
- (7) 市民公益活動団体への事業委託の推進
- (8) 企業の社会貢献活動の促進

推進体制の整備と施策評価のしくみづくり

- (1) 推進体制の整備
- (2) 施策評価
 - 市が行った市民公益活動の支援・促進事業ごとの成果に関する評価
 - 市民との協働によるまちづくりを進める上で、市民公益活動促進策が果たした役割や貢献に関する評価
- (3) 市民公益活動促進委員会による市の促進施策評価

市民公益活動促進のための基本方針

平成 13 年 4 月発行

仙台市市民局市民部地域振興課

〒980-8671 仙台市青葉区国分町 3 丁目 7 - 1

TEL 022-212-4088